

令和7年3月19日提案

令和7年第2回琴浦町議会定例会

追加議案説明付属資料

議案第50号 琴浦町公民館条例の一部改正について…………… 1

令和7年3月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	条例				
議案番号	議案第50号	議案名	琴浦町公民館条例の一部改正について						
目的	安田地区公民館を改修後の施設に移転することに伴い、位置の変更を行うとともに、公民館運営協議会の設置について、教育委員会が認める場合は、その限りでないとするもの。								
内容	<p>1 改正内容</p> <p>【第2条】安田地区公民館の所在地番の変更 琴浦町大字筥津 437 番地 → 琴浦町大字筥津 318 番地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安田地区公民館を、R6年度に整備した安田地区地域交流センター（旧安田小学校）1階に移転するもの ・施設名称については、3月議会で条例制定を予定 <p>【第6条】公民館運営協議会の設置について、ただし書を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琴浦町では、公民館を全地区に設置しており、その運営を審議するための公民館運営協議会という組織を引き続き大事にしていく。 ・ただし、教育委員会が認めた場合は公運協を置かないこともできるよう改正するもの。 ・「教育委員会が認める場合」は、別途、教育委員会規則で定める予定。 現時点では、「公民館の運営について審議できる組織がある場合」とし、次の状況を想定。 →町が認定した地域運営組織があり、公民館運営についても審議ができる体制であると認める場合 ・公運協を置かない場合は、教育委員会で承認を受ける。 <table border="1" data-bbox="355 1536 1445 1895"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。<u>ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。</u> 2及び3 略 </td> <td> (公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 2及び3 略 </td> </tr> </tbody> </table>					改正後	改正前	(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 <u>ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。</u> 2及び3 略	(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 2及び3 略
改正後	改正前								
(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 <u>ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。</u> 2及び3 略	(公民館運営協議会) 第6条 公民館の運営について審議するため、各地区公民館に公民館運営協議会を置く。 2及び3 略								
補足事項	施行期日 令和7年4月1日								